

回 (年度)	問 題
第74回 (令和 6年)	<p>問1 (25点)</p> <p>次の【設例】に基づき、以下の【問】に答えなさい。</p> <p>【設例】</p> <p>個人A（居住者）は、令和4年6月1日に、その配偶者B（居住者。個人Aとの婚姻期間は25年）から、①国債（贈与時の時価1,000万円）及び②配偶者Bが所有する宅地の上に存する家屋（贈与時の時価1,500万円）の贈与を受け、その年中にその家屋を配偶者Bとともに居住の用に供した。個人Aは、令和4年分の贈与税の申告において贈与税の配偶者控除（相続税法第21条の6）の適用を受け、適法に申告と納付を済ませている。なお、個人Aと配偶者Bとの間で家賃及び地代等の授受は行われていない。</p> <p>令和6年7月1日に配偶者Bは死亡した。遺産は現金8,000万円及び上記の家屋（相続開始時の時価1,000万円）の敷地の用に供している宅地（小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4）の適用後の課税価格9,000万円）であり、唯一の相続人である個人Aが取得した。</p> <p>【問】</p> <p>個人Aの(1)令和4年分の贈与税の課税価格及び(2)配偶者Bの相続に係る相続税の課税価格について、関連する条文に触れつつ、それぞれ説明しなさい。</p> <p>なお、(1)の解答に当たっては、贈与税の配偶者控除の概要についても説明すること。また、(1)及び(2)の課税価格は、贈与税の基礎控除額又は相続税の遺産に係る基礎控除額の控除前の金額とし、配偶者居住権及び小規模宅地等の特例に関する事項並びに納税義務者の範囲については説明を要しない。</p> <p>問2 (25点)</p> <p>次の【設例】に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。</p> <p>【設例】</p> <p>個人A（居住者）は、将来、博物館を設置運営する公益財団法人X（内国法人）に対し、自己が保有している絵画を寄附しようと考えている。推定相続人はその配偶者Bと子Cの計2人である。</p> <p>【問】</p> <p>(1) 個人Aが遺言によりこの絵画を公益財団法人Xに寄附する場合、その絵画に係る公益財団法人Xの相続税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。</p> <p>(2) 個人Aが死亡し、子Cが相続によりこの絵画を取得して公益財団法人Xに寄附をする場合、その絵画に係る子Cの相続税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。なお、解答に当たっては、子Cがこの絵画を寄附したことにより受けることができる相続税の非課税措置についても説明すること。</p>